第百三十条の十の見出し中「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域等」に改め、同条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第百三十五条の十一第一項第二号中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第百三十五条の十三中「第二種低層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第百三十五条の二十一の見出しを「（第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和）」に改める。

第百三十六条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項の表(一)項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第百三十六条の二の五第五項及び第百三十六条の二の九第一項第三号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第百三十七条及び第百三十七条の七中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第百三十七条の九中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第百三十七条の十二第四項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第百三十七条の十八ただし書中「若しくは第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。

第百三十七条の十九第一項ただし書中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「別表第二(ち)項第二号又は同表(り)項第三号(一)」を「別表第二(り)項第三号(一)」に改め、同号ニ中「別表第二(ぬ)項第一号(一)」を「別表第二(る)項第一号(一)」に改め、同号ホ中「別表第二(る)項第五号」を「別表第二(を)項第五号」に、「同表(を)項第二号」を「同表(わ)項第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第百三十八条第三項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「別表第二(り)項第三号(十三)」を「別表第二(ぬ)項第三号(十三)」に、「同表(ぬ)項第一号(二十一)」を「同表(る)項第一号(二十一)」に改め、同項第二号イ、ハ及びニ中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「又は第一種中高層住居専用地域」を「、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第百四十四条の二の二中「第十三項」を「第十四項」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第七条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三号中「市長」を「市町村長」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第八条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。

第三条第一項第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第四号中「から第三項まで及び第五項から第九項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第九条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十三条第三項」を「第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項」に改め、同項第二十八号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行令の一部改正）

第十条　流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第二(ぬ)項第一号(一)」を「別表第二(る)項第一号(一)」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「第四十三条第三項」の下に「、第五十二条第三項」を加え、同項第十一号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十二条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「昭和四十三年法律第百号）」の下に「第五十二条第三項、」を加え、同項第二十四号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十三条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「第四十三条第三項」を「第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項」に改め、同項第二十号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第十四条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第一号ロ中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ(2)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号ハ(3)中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十六条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十二条第一号の二」を「第十二条第二項第一号の二」に改める。

第十七条第四号中「第七条第六号」を「第七条第一項第六号」に改める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域の項中「若しくは第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。